

1 会計年度任用職員（フルタイム）として条例適用後

(職員みなし日数以上勤務した月が6月を超えて勤務している者)

●通算可

(1)

A市
会計年度任用職員

→

A市又は別団体
常勤職員又は任期付職員

●通算不可

(2)

A市
会計年度任用職員

→

別団体
会計年度任用職員

2 会計年度任用職員（フルタイム）として条例適用前

(職員みなし日数以上勤務した月が6月を超えていない)

●通算不可

(1)

A市
会計年度任用職員（条例適用前）

→

別団体
会計年度任用職員

●通算される場合あり

(2)

A市
会計年度任用職員（条例適用前）

→

A市
常勤職員又は任期付職員

合算して6月を超えた場合通算される

3 常勤職員又は任期付職員から会計年度任用職員となった場合

●通算不可

(1)

A市
常勤職員

→

A市又は別団体
会計年度任用職員

(2)

A市
任期付職員

→

A市又は別団体
会計年度任用職員